

監理団体の業務の運営に関する規程

21 世紀マンパワー事業協同組合



2025 年 7 月 1 日

第1条（目的）

この規定は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、本事業所において監理事業を行うに当たって必要な事項について、規程として定めるものです。

第2条（求人）

1 本事業所は、定款に定める職種の技能実習に関するものに限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、次の各号のいずれかに該当する求人の申込は受理しないことができます。

（1）その内容が法令に違反する求人の申込み

（2）その内容である賃金、労働時間、その他の労働条件が通常の労働条件と比べて、著しく不相当であると認められる求人の申込み

（3）労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた者（厚生労働省令で定める場合に限る）からの求人の申込み

（4）団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者（以下「団体監理型実習実施者等」という。）が労働条件等の明示をしないとき

（5）次に掲げるいずれかの者からの求人の申込み

ア 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という。）

イ 法人であって、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下、同じ。）のうちに暴力団員等があるもの

ウ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（6） 正当な理由なく次項の規定による求めに応じない者からの求人の申込み

2 本事業所は、求人の申込が前項各号に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該求人者に報告を求めることができます。

3 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等が、所定の求人票によりお申込みください。なお、直接来所される他、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。

4 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の本事業所が指定する労働条件・職場環境等（技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を実現するのに必要と考えられる事項）をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してく

ださい。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができない特段の事情が存すると本事業所が認めたときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

- 5 求人受付の際には、監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返しいたしません。

第3条（求職）

- 1 本事業所は、定款に定めた職種の技能実習に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しないことができます。
- 2 本事業所は、特殊な業務に対する求職者の適否を決定するため必要があると認めるときは、試問及び技能の検査を行うことができます。
- 3 求職申込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人（外国の送出機関から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出機関）から、所定の求職票によりお申込みください。郵便、電話、ファックス又は電子メールで差し支えありません。

第4条（技能実習に関する職業紹介）

- 1 団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、公共の福祉に反しない限り、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 団体監理型実習実施者等の方には、その御希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力お世話いたします。
- 3 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。
ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の労をとります。
- 5 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をいたしません。
- 6 就職が決定しましたら求人された方から監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けます。

第5条（団体監理型技能実習の実施に関する監理）

- 1 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては他の適切な方法）によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めたときは、直ちに監査を行います。
- 2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行います。
- 3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしません。
- 4 第一号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させません。
- 5 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行います。
- 6 技能実習生の帰国旅費（第3号技能実習の開始前又は開始後1年以内の一時帰国（ただし、技能実習法施行規則第10条第2項第3号トの規定に基づくものに限る）を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。
この帰国旅費は、団体監理型実習実施者等から監理費として徴収します。
- 7 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしません。
- 8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講じます。
- 9 本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、本規程を掲示します。
- 10 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行います。
- 11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

第6条（監理責任者）

- 1 本事業所の監理責任者は、吾妻 昌一及び最首 太郎です。

- 2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。
- (1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備
 - (2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
 - (3) 団体監理型技能実習生の保護
 - (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
 - (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、労働安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること
 - (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

第7条（監理費の徴収）

- 1 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収します。
- 2 別表の監理費表に記載する金額は例示であり、費用については適切に清算し実費を徴収します。
- 3 監理費（職業紹介費）は、団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。
- その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支払う費用、実習実施者と技能実習生の雇用契約の成立に資する目的で取り次ぐ前に送出機関が行った技能実習生に対する健康診断の費用（入国前結核スクリーニング費用を含む）その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。
- 4 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。
- その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当、入国前・入国後講習委託費その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。
- 5 監理費（監査指導費）は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受けます。
- その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。
- 6 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者

等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（技能実習生の渡航及び帰国に要する費用（帰国するまでの間の生活支援に要する費用を含む）、実習実施者及び技能実習生に対する相談、支援に要する費用（送出機関が日本に職員を派遣するなどして、技能実習生からの相談対応や支援等を行う場合、技能実習生が事故に遭った場合の対応に要する費用を含む）、実習実施者の倒産等により技能実習が継続できなくなった場合の対応に要する費用、その他職業紹介費、講習費及び監査指導費に含まれないもののうち、監理事業の実施に要する費用（人件費、事務所経費、会議等の管理的費用等）、外国人技能実習生総合保険料その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

7 団体監理型実習実施者等が監理費の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年3%（年365日日割計算）の割合による遅延損害金を申し受けるとともに、当該遅延に起因して生じた請求に要する費用（請求方法は裁判外、裁判上の別を問わず、かつ、合理的な弁護士費用を含みます。）を申し受けます。

8 監理費額は、事前の予告なしに変更されることがあります。

第8条（個人情報の適正管理）

本事業所は、団体監理型技能実習生等の方又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。

第9条（差別的取扱いの排除）

本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。

第10条（苦情・相談対応）

本事業所は、国及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があった場合には、迅速に、適切に対応いたします。

第11条（職業紹介の結果の報告）

雇用関係が成立しましたら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本事業所に対し、その報告をしてください。また、技能実習に関する職業紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告をしてください。

第 1 2 条（事業範囲）

本事業所の取扱職種の範囲等は、定款に定めた職種です。

第 1 3 条（改廃）

本規程は、法改正、社会情勢の変化などの諸般の事情も鑑みて、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を実現するためにふさわしい内容となっているか、不断に見直しを行うものとし、随時、規定を改廃することができるものとします。

第 1 4 条（問い合わせ等）

本事業所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりですが、本事業所の業務は、全て技能実習関係法令に基づいて運営されますので、御不明な点は係員にお尋ねください。

以上

監理費表

令和 7 年 7 月 1 日

監理団体名：21世紀マンパワー事業協同組合

所 在 地：東京都中央区日本橋小伝馬町 1-3 日本橋三井ビル 3 階

責任者 役職・氏名 代表理事 窪内 保



監理費の種類	監理費の種別・種類	年間監理費 (技能実習生1名当たり)	別途徴収費用 (技能実習生1名当たり)	備考
職業紹介費	募集及び選抜に要する人件費・交通費	0 円	0 円	無料職業紹介
	外国の送出機関へ支払う費用	6 0 , 0 0 0 円	2 0 , 0 0 0 円	送出管理費月額 5,000 円×12 か月／入国前講習費用 ただし、介護職種の場合、別途、入国前特別教育費用を要する
講習費	施設使用料、講師及び通訳への謝金、教材費	—	8 1 , 0 0 0 円 ～ 1 0 8 , 0 0 0 円	入国後講習施設、講習期間、講習種別（一般、介護）により徴 収費用が異なる
	講習手当	—	7 0 , 0 0 0 円	
監査指導費	監査に要する人件費	8 0 , 0 0 0 円	— 円	消費税別
	監査に要する交通費	1 2 , 0 0 0 円	— 円	消費税別
	訪問指導に要する人件費、交通費、諸経費	1 2 0 , 0 0 0 円	— 円	消費税別
その他諸経費	技能実習生の渡航に要する費用	—	1 5 0 , 0 0 0 円	実費。片道の目安 7 5 0 0 0 円 3 号移行の場合、別途、一時帰国の往復旅費を要する
	相談・支援に要する費用	6 4 , 0 0 0 円	— 円	消費税別
	人件費・事務諸経費	8 4 , 0 0 0 円	— 円	消費税別
	技能検定受験料	—	3 9 , 5 0 0 円	実費。基礎級（実技・学科）及び随時 3 級（実技）の検定受験料 の合計金額の目安
	技能実習計画認定申請料	—	7 , 8 0 0 円	1 申請 3,900 円。1 号受入時、2 号移行時の合計額。別途、3 号 移行や技能実習計画変更認定申請をする場合にも実費を要する
	実習生国内移動費	—	実費	
	（任意適用）入国後健康診断費用	—	1 0 , 0 0 0 円	実費。医療機関、検査項目により異なる
	在留手続の法定実費	—	1 1 , 0 0 0 円	1 申請 5,500 円（オンライン申請）。2 号移行時、2 号 2 年目の在 留期間更新時の合計額。3 号移行の場合、別途、実費を要する
	技能実習生総合保険の保険料	—	2 3 , 9 0 0 円	本国出国日から約 3 年間分として
計		4 2 0 , 0 0 0 円	4 1 3 , 2 0 0 円～	

※上記金額は例示であり、費用については適切に精算し実費を徴収します。

※監理費額は、事前の予告なしに変更されることがあります